

取引の条件について

京都青果合同株式会社では、卸売市場法や京都市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という）等に基づき、受託契約約款をはじめとする取引の条件を定めています。

1 受託契約約款

弊社ホームページの INFORMATION 欄に掲示しております。

http://www.kyoka.co.jp/yakkan19_1.pdf

2 営業日及び営業時間

（１）営業日

業務条例第３条に従い、以下の休場日を除き、営業しています。

①日曜日（１月５日及び１２月２７日から１２月３０日までの日曜日を除く。）

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③１月２日から同月４日まで及び１２月３１日

※詳しくは弊社ホームページの「京都市場カレンダー」をご覧ください。

（２）営業時間

①開場時間

・午前０時～午後１２時

②就業時間

・営業部門 午前６時～午後２時３０分

・管理部門 午前８時３０分～午後４時４５分

※青果物等の受領業務については、この限りではありません。

3 取扱品目

業務条例第２条別表第１に従い、以下の物品を取り扱っています。

「野菜及び果実並びにこれらの加工品その他の生鮮食料品（生鮮水産物及びその加工品並びに肉類を除く）」

4 生鮮食料品等の引渡しの方法

市場内の卸売場及び市場外保管場所として市長への届出が受理された場所において引渡しを行います。

5 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

受託契約約款第21条及び第22条並びに個別契約に基づいております。

6 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

業務条例第58条及び業務条例施行規則第55条のとおりとします。

7 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭

各お取引先様との協議の上、決定いたします。

令和2年6月21日施行による